



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 アルフレッサ ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 黒 傳 六
(コード番号2784 東証一部)
問 合 せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 財 務 ・ 広 報 IR 担 当 三 宅 俊 一
(TEL:03-5219-5102)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 12 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 30 条(社外取締役の責任限定契約)および定款第 40 条(社外監査役の責任限定契約)の一部を変更するものであります。

なお、定款第 30 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(社外取締役の責任限定契約) 第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令で定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。	(取締役の責任限定契約) 第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令で定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。
(社外監査役の責任限定契約) 第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令で定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。	(監査役の責任限定契約) 第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令で定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成 27 年 6 月 25 日(木曜日)

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 25 日(木曜日)

以上